

回覧

令和8年3月16日

市民各位

加茂市農林課

燃焼法による果樹霜害対策について

日頃より、当市の農林行政についてご協力頂き厚く御礼申し上げます。
近年、春季の霜害により、加茂市の特産物である果樹が大きな被害を受けています。そのため、霜害を防ぐために燃焼資材を用いて対策を取ることがあります。これは燃焼によって気流を生み出し、温度低下を防ぐ目的で行います。4月頃から約1か月間行われますが、毎日行うのではなく降霜の恐れがある場合に実施します。燃焼資材によっては火や多少煙が見えるかも知れませんが、農家が大切な果樹を守るために行うものですので、市民の皆様のご理解をお願いします。

記

- 1 実施場所 川西・山島新田・須田地区の果樹地帯
- 2 実施期間 4月頃から約1か月間
(降霜の可能性がある場合に実施)
- 3 実施時間 午前0時頃～午前6時頃まで

担当
加茂市農林課振興係 梅谷
電話：0256-52-0080
FAX：0256-53-4679
Mail：norin@city.kamo.niigata.jp